

直方市住宅取得費補助金

申請のご案内

留意事項（必ずお読みください）

- (1) 本補助金事業の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。なお、申請された場合、審査を行い、補助金の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。
- (2) 補助対象者は、交付決定受けたのち、請求書の提出がないと補助金のお支払いができませんので、ご注意ください。
- (3) 市が実施する他の住宅補助制度や、国（子育てグリーン住宅支援事業）や県で実施する補助金の対象となった費用について、重複して補助金申請することはできません。

問い合わせ

直方市 産業建設部 都市計画課 住宅政策係

〒822-8501 直方市 殿町 7 番 1 号

電話 0949-25-2050

対象者

次の 1～3 のいずれかに該当する方

1. 中古住宅を購入してお住まいの方
2. 住宅跡地を購入し、新築してお住まいの方
3. 中古住宅を購入後に解体し、新築してお住まいの方 ※注) 契約条件等で、
更地渡して取得された場合は、上記 2. の「住宅跡地を購入し、新築してお住
まいの方」に該当となります。

対象者条件

以下①～⑪のすべての項目に該当する方とします。

- ① 事前相談時に夫婦等（婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の年齢の合計が 80 歳以下又は中学生までの子を扶養している方
- ② 事前相談時において、対象住宅を申請者本人が所有し、申請者及びその者と同一世帯を構成する者が居住するとともに、住民票の異動が完了していること。
- ③ 相続又は贈与による住宅の取得でない方
- ④ 売買成約物件及びその敷地の従前の所有者と 3 親等以内の親族でない方
- ⑤ 公共工事に伴う移転補償等による住宅の取得でない方
- ⑥ 市内に他に住宅を所有していない方
- ⑦ 同一の建物において、国や県で実施する移住・定住の補助金及び市で実施している他の移住・定住の助成金や補助金を受けていない方、又は受ける予定のない方
- ⑧ 申請時、本市において申請者及び同一世帯の方全員が市税（市県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税）を滞納していないこと
- ⑨ 申請者及びその者と同一世帯を構成する者が直方市暴力団等追放推進条例（平成 20 年直方市条例第 20 号）第 2 条第 2 号の暴力団若しくは同条第 4 号の暴力団員又はこれらと密接な関係でないこと
- ⑩ 補助金の交付を受けてから 5 年以上継続して、定住する意思を有している方
- ⑪ 過去にこの補助金の交付を受けたことがない方

対象住宅の条件

以下①～④のすべての項目に該当する市内の中古住宅又は住宅跡地とします。

- ① 土地家屋ともに登記日から起算し、補助金事前申込日において2年を経過していない
- ② 中古住宅購入費・住宅跡地・解体費・建築費の合計が100万円以上であること
- ③ 建築から10年以上過ぎたもの（中古住宅を購入した場合のみ）
- ④ 平成12年（2000年）以降住宅があったことが確認できる土地（住宅跡地を購入し、新築した場合のみ）

補助率等

①中古住宅を購入した方、または住宅跡地を購入後に住宅を新築した方
100万円（もともと直方市内にお住まいの方の場合は50万円）

②中古住宅を購入後に解体し、住宅を新築した方
150万円（もともと直方市内にお住まいの方の場合は100万円）

※直方市空き家バンクに登録された物件の場合は+5万円、市内業者（直方市内に事業所、営業所を有する個人事業主及び法人）による家屋解体の場合は+5万円を補助する。

補助金の支払い方法

補助金は申請者へ支払います

受付期間

事業実施年度の開始日から同年度の1月末日（閉庁日を除く）

※事前申込については、随時受付します。（ただし、予算に限りあり）

注意事項

- ・ 中古住宅を購入後に解体し、住宅を新築した場合、解体は建設業法の許可(建築工事業・土木工事業・解体工事業)、又は解体工事業の登録を受けている事業者に限ります。
- ・ 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受けたり、受けようとした場合は交付決定を取り消し、すでに補助金が支払われているときは、返還していただくことがあります。
- ・ 必要に応じて、工事の内容に関する資料などの提供やその他の協力を市から依頼する場合があります。
- ・ 申請書を確認のうえ、補助金の交付要件を満たしている場合には、市から申請者へ補助金額決定通知書を送付します。その後提出していただいた補助金請求書に基づき、申請者へ補助金を振り込みます。
- ・ 本制度による補助金の交付は、同一申請者に対して１回限りです。

提出書類

下記１～３のいずれの場合も、本申請を行う前に必ず事前申し込み書の提出をお願いします。

１．中古住宅を購入してお住まいの方

- ① 直方市住宅取得費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第１号)
- ② 同意兼誓約書(様式２号)
- ③ 居住する方全員の戸籍の附票(申請日から起算し１ヵ月以内に発行されたもの)
- ④ 住民票(居住する方全員分)
- ⑤ 対象住宅に係る売買契約書の写し
- ⑥ 対象住宅に係る土地・家屋の登記事項証明書(申請日から起算し１ヵ月以内に発行されたもの)
- ⑦ 対象住宅の写真(日付を記載したもの)
- ⑧ 振込口座の写し(表紙と１ページ目)
- ⑨ 債権者登録依頼書
- ⑩ 請求書

※上記以外の書類の提出を求める場合があります。

2. 住宅跡地を購入し、新築してお住まいの方

- ① 直方市住宅取得費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第 1 号)
- ② 同意兼誓約書(様式 2 号)
- ③ 居住する方全員の戸籍の附票(申請日から起算し 1 ヶ月以内に発行されたもの)
- ④ 住民票(居住する方全員分)
- ⑤ 対象住宅に係る売買契約書の写し(土地、建築費等の内訳のわかるもの)
- ⑥ 対象住宅に係る土地・家屋の登記事項証明書(申請日から起算し 1 ヶ月以内に発行されたもの)
- ⑦ 対象住宅の写真(建築前住宅跡地、着工中、完成後の写真で日付が記載されたもの)
- ⑧ 振込口座の写し(表紙と 1 ページ目)

※上記以外の書類の提出を求める場合があります。

3. 中古住宅を購入後に解体し、新築してお住まいの方

- ① 直方市住宅取得費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第 1 号)
- ② 同意兼誓約書(様式 2 号)
- ③ 居住する方全員の戸籍の附票(申請日から起算し 1 ヶ月以内に発行されたもの)
- ④ 住民票(居住する方全員分)
- ⑤ 対象住宅に係る契約書の写し(中古住宅・土地購入、解体、建築費等の内訳のわかるもの)
- ⑥ 購入した中古住宅の閉鎖謄本及び新築住宅の土地・家屋の登記事項証明書
(申請日から起算し 1 ヶ月以内に発行されたもの)
- ⑦ 建設業許可証または解体工事業の登録書の写し
(建設業法に基づく建築・土木・解体業許可証の写し または 建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録書の写しのいずれか)
- ⑧ 産業廃棄物管理表(マニフェスト)E 票の写し

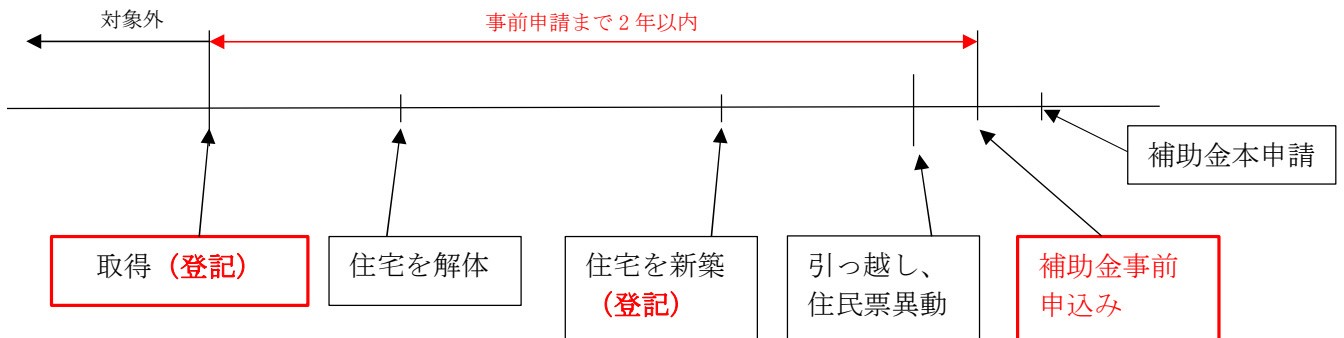
⑨ 対象住宅の写真

(着工前中古住宅、解体後、新築着工中、完成後の写真で日付が記載されたもの)

⑩ 振込口座の写し(表紙と1ページ目)

※上記以外の書類の提出を求める場合があります。

手続きイメージ(中古住宅を購入後に解体し、新築した場合) ※更地渡しとは別



手続きの流れ

